

2011年5月23日

文部科学大臣
高木 義明 様

全国私立学校教職員組合連合（全国私教連）
中央執行委員長 永島 民男
同東北ブロック協議会
青森私教連委員長 中田 豊彦
岩手私教連委員長 佐々木徳司
秋田和洋女子校教職員組合
委員長 石黒 浩光
宮城私教連委員長 安野 正志
山形私教連委員長 小久貫 登
福島私教連委員長 岡田 篤

東日本大震災及び福島原発事故にかかわる要請書

3月11日の東日本大地震と津波により、東北各地で甚大な被害が発生し、その中で、少なくない私立学校でも校舎や施設設備に大きな被害を受け、教育活動に大きな支障をきたしており、復興への財政的な見通しがつかず閉園に追い込まれた私立幼稚園もあります。また、児童・生徒の中には、保護者を失ったり、保護者が失職した者も多くおり、経済的な理由で学校生活を断念することを考えているものも数多くいます。私立学校に学ぶ児童・生徒が一日でも早く、安心して学校で学べる条件整備が政治の責任で求められています。

加えて、東京電力福島第1原発の重大事故は、福島県を大混乱に陥れています。事故による放射性物質の大量放出が住民と子どもたちにもたらした被害は甚大であり、東電と政府は全責任を持って抜本的な対策を緊急に実施すべきです。文部科学省は、4月19日、「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」を発表しましたが、教職員や県民に対し検討の過程も理由も説明されないまま県教育委員会を通じて学校に通知されただけで、教職員は子どもや保護者に理解を求めることもできず、不安と疑問が広がっています。

私立学校においては、放射線量測定や放射線防護のための施策の実施、校内での教育活動などすべて学園と校長に任されていますが、そのための放射線量測定、表土除去費用負担、情報の交流など多くの未解決な問題が残り、原発事故対応で「公私間の不平等」という重大な事態が生じていると言わざるを得ない状況にあります。

5月2日に大震災の復旧・復興を盛り込んだ2011年度第1次補正予算が成立しましたが、この水準では「私立学校教育研究活動復旧活動」を加えても阪神・淡路大震災の私立学校への復興補助率（三分の二）には達していませんし、阪神・淡路大震災の際の兵庫県の独自補助と同様な東北各県の自治体による補助の見通しは不透明です。東北各県の財政力も大きくはなく、また、東北各県の多くの私立学校は学校規模が小さく、財政基盤も弱小の学校が多くを占めます。その意味で、阪神・淡路大震災など過去の対応措置以上の財政支援など特段の配慮を国にお願いする次第です。

つきましては、国が東北各県と協力して以下の点での緊急の対応を取られることを要望します。

記

- 1．東日本大震災による生徒・保護者の被災状況、保護者の就労状況、私立学校の被害状況を詳細に調査し、その結果を各県及び文部科学省が公開すること。
- 2．東日本大震災で被害を受け、修理・改築・新築が必要な私立学校に対する補助を、阪神・淡路大震災の復興補助（実質三分の二補助）を上回るよう実施すること。
- 3．東日本大震災によって保護者の死亡・行方不明、保護者の失職・長期待機、家屋の全壊・半壊の生徒に対し、次の救援対策を講じること。
 - (1) 「入学金補助」の対象とし、納付済みの入学金を返済すること。
 - (2) 毎月の学納金について、全額補助となるよう、国として必要な措置を講じること。
 - (3) 学校に必要な制服、カバン、教科書を初めとした様々な学用品購入、通学費用の全額補助などを目的とした給付制奨学金を支給すること。
- 4．被災生徒の年度途中での転入生を受け入れた私立学校に対し、前項と同様の救援対策を講じること。
- 5．被災生徒に学納金減免など学園独自の支援策を実施している学園に対して、経常費助成の上乗せ等の措置を講じること。
- 6．福島原発事故に関わっては、子どもの安全確保と教育の保障の立場から以下の対策を国及び東京電力で行うこと。
 - (1) 炉心溶融や放射線漏れなど事故に関するすべての情報を公表し、科学者・技術者の総力を結集し、福島原発事故の一日も早い収束を図ること。
 - (2) 文部科学省が4月19日に発表した「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」について、子どもたちへの放射線の影響と将来にわたり健康被害を及ぼす内部被曝を考慮し、考え方及び基準について再検討すること。
 - (3) 私立学校の学校施設内の放射線量を引き下げ、安全確保のための措置を講じること。
校庭の汚染された表土を公費で除去し、処分すること。
教室、体育館などの施設内でのより安全な教育環境を確保するため、放射線対策に適したエアコン等を設置するなどの対策を講じること。
放射線濃度を常時監視するための設備をすべての学校に設置すること。
 - (4) 県内外に避難し、他校に転校して通学している私立学校の生徒の教育と生活を保障ための対策を講じ、政府として財政的に支援すること。
転校に伴う学納金、制服など就学上の新たな費用及び通学費用。
子どもの家庭の住居の確保、就労の支援など、生活支援策を講じること。